

水田小麦等産地生産性向上事業費補助金交付等要綱

令和4年7月8日 決裁

(趣旨)

第1条 小麦等は、堅調な国産需要がある一方、量・品質・価格の安定供給が実現できず、輸入品が大部分を占めている。

そこで、輸入小麦等の代替に向けて、県産小麦等の生産拡大を支援するため、産地に対して、団地化の推進や栽培技術の導入等を一体的に支援し、生産体制の強化、収益性・生産性の向上を推進するものとする。

(構成)

第2条 本補助金による対策は、第1条の趣旨を踏まえ、次に掲げる事業で構成されるものとする。

- 1 水田麦・大豆産地生産性向上事業（水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産3596号農林水産事務次官依命通知。以下、「水田麦・大豆国交付等要綱」という。）に基づく事業）
- 2 国産小麦産地生産性向上事業（国産小麦産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月28日付け4農産第546号農林水産事務次官依命通知。以下、「国産小麦国交付等要綱」という。）に基づく事業）

(目的)

第3条 県は、水田小麦等産地生産性向上事業実施要領（令和4年7月8日決裁。以下要領。）に基づき、市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する水田小麦等産地生産性向上事業（以下「補助事業」という。）に要する経費につき、当該補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、水田麦・大豆国交付等要綱及び国産小麦国交付等要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金交付の対象となる経費及び補助率等は、水田麦・大豆産地生産性向上事業については別表1に、国産小麦産地生産性向上事業については別表2に定めるところによる。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書は別記様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとするものに対して通知するものとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規

定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない場合は、この限りではない。

(添付書類の省略)

第6条 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第8条に規定する軽微な変更を除き、補助金の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第8条に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表1及び別表2の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の書類の提出に代えることができる。

(交付決定通知書の様式)

第10条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

(事業遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに、知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に定める時期のほか、知事は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると

認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第12条 補助事業者は、補助金の全部または一部について概算払を受けようとするときは、別記様式第5号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、概算払により事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく事業実施主体に交付しなければならない。

(報告書の様式等)

第13条 規則第13条の報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月20日までのいずれか早い方を原則とする。

3 第1項の実績報告書を提出するにあたって、第5条第3項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第1項の実績報告書を提出した後において、第5条第3項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知書)

第14条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、別記様式第8号のとおりとする。

2 規則第14条の補助金の額の確定をするにあたっては、第13条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(額の再確定)

第15条 補助事業者は、第14条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第13条第1項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第14条第2項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(交付決定の取消等)

第16条 知事は、第7条第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があ

った場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者及び事業実施主体が、条例、本要綱又は条例若しくは本要綱に基づく知事による処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者及び事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者及び事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延又はその他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消をした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産処分期限の緩和期間等)

第17条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数以上の期間とする。

- 2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。
- 3 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者及び事業実施主体は、補助対象経費（補助事業をほかの団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者及び事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

3 第1項及び第2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第20条 補助事業者及び事業実施主体は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(推進指導)

第21条 知事は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、補助事業者及び事業実施主体に対し、必要な指導・助言を行うものとする。

2 補助事業者は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し、必要な指導・助言を行うものとする。

(事業費の低減)

第22条 補助事業者及び事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、事業目的に比して過剰な活動の実施、機械・施設の導入等を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第23条 補助事業者及び事業実施主体は、別記様式第11号に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

2 この要綱の施行までに実施した事業の取扱いについては、水田麦・大豆国交付等要綱及び国産小麦国交付等要綱によるものとする

3 この要綱の施行に伴い、水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱（令和3年7月2日 決裁）は廃止する。

4 3による廃止前の水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱に基づく事業については、この要綱による。

(別表1 水田麦・大豆産地生産性向上事業関係)

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 水田における麦・大豆の 団地化推進支援	水田における麦・大豆の団地 化の推進に係る事業実施主 体の取組に係る経費の補助 に要する経費	定額（知事が別に定める場合 にあつては、知事が別に定め る額以内とする。）	区分の欄の1から4まで の経費の相互間における 補助金の30%を超える増 減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増 又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30% を超える減
2 水田における麦・大豆の 先進的な営農技術の導入 支援	水田における麦・大豆の先進 的な営農技術の導入に係る 事業実施主体の取組に係る 経費の定額助成に要する経 費	定額（知事が別に定める場合 にあつては、知事が別に定め る額以内とする。）		
3 水田における麦・大豆の 生産性向上に向けた機械 ・施設の導入等支援	水田における麦・大豆の生産 性向上に向けた機械・施設の 導入等に係る事業実施主体 の取組に係る経費の補助に 要する経費	1/2以内（リース導入等の 場合は、物件相当額の1/2 以内）		
4 水田における麦・大豆の 生産性向上の推進に向け た支援	水田における麦・大豆の生産 性向上の推進に係る事業実 施主体の取組に係る経費及 び同経費の補助に要する経 費	1/2以内		

(別表2 国産小麦産地生産性向上事業関係)

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 水田における小麦等の団地化推進支援	水田における小麦等の団地化の推進に係る事業実施主体の取組に係る経費の補助に要する経費	定額（知事が別に定める場合にあつては、知事が別に定める額以内とする。）	区分の欄の1から5までの経費の相互間における補助金の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減
2 水田における小麦等の先進的な営農技術の導入支援	水田における小麦等の先進的な営農技術の導入に係る事業実施主体の取組に係る経費の定額助成に要する経費	定額（知事が別に定める場合にあつては、知事が別に定める額以内とする。）		
3 水田における小麦等の生産性向上に向けた機械・施設の導入等支援	水田における小麦等の生産性向上に向けた機械・施設の導入等に係る事業実施主体の取組に係る経費の補助に要する経費	1/2以内（リース導入等の場合は、物件相当額の1/2以内）		
4 水田における小麦等の生産拡大の推進	水田における小麦等の生産拡大に係る事業実施主体の取組に係る経費の補助に要する経費	定額（知事が別に定める場合にあつては、知事が別に定める額以内とする。）		
5 水田における小麦等の生産性向上の推進に向けた支援	水田における小麦等の生産性向上の推進に係る事業実施主体の取組に係る経費及び同経費の補助に要する経費	1/2以内		